



産後ケア事業のご案内

1. 産後ケア事業について

東広島市では、出産後のお母さんが安心して子育てができるように、産後ケア事業を行っています。保健師・助産師による授乳指導・育児相談を受けたり、ゆっくり休んだりしていただけます。お母さんとご家族が健やかな育児ができるように支援します。

2. 利用できる方

次のすべての条件に当てはまる、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

- ・東広島市に住民票のある方
- ・ご家族などから、十分な家事・育児等の援助が受けられない方
- ・お母さんの体調不安や育児不安がある方

※母子のいずれかが入院や治療を必要とする場合、または感染症の疑いがある場合は、ご利用いただけません。



3. 利用について

窓口または家庭訪問等でお母さんの体調や支援状況等のお話を伺い、この事業が必要であると認めた場合に利用ができます。

4. ケアの内容

- ・お母さんの心身の健康管理と生活面の相談 ・お母さんの休息
- ・赤ちゃんの発育・発達の確認 ・授乳等の育児指導 ・育児相談や育児情報の提供 など

5. 利用料金・利用時間

種類	利用料金	利用時間	利用可能回数	実施場所
宿泊型	1日 3,750円	午前10時以降～午後5時まで ※0時から24時までを1日とする	7日まで	契約医療機関または 契約助産院 
日帰り型	1日 1,000円	午前10時から午後4時まで ※市内宿泊施設は午前11時から 午後4時まで	5日まで	契約医療機関または 契約助産院、市内宿泊施設 
訪問型	1回 500円	原則午前10時から午後4時までの間 (概ね2時間/回)	3日まで	ご自宅に助産師が訪問 します

※会場によっては、別途料金がかかる場合があります。(事前にご案内します)

※市民税非課税世帯、生活保護世帯については利用料が免除となります。

(前年の1月1日に東広島市に住所のない方は、申請時に市民税課税証明書または被保護者証明証の提出が必要です。)

6. 利用の際の注意点

- ・利用希望日の1週間前までに申請が必要です。(休日祝日の場合はその前開庁日)
- ・施設の状況により、希望された日時に利用できない場合があります。
- ・利用施設は相談内容に応じて調整させていただきます。
- ・会場までの送迎はありません。
- ・(訪問型産後ケアのみ) 訪問者の駐車スペースをご用意ください。自宅に駐車場がない場合、利用料金とは別に駐車料金の請求があります。
- ・急な事情でキャンセルの際は、お早めにご連絡をお願いします。

7. 利用方法

利用の流れ

(1) 利用申請

- ・子ども家庭課へご連絡ください。
- ・保健師・助産師等が窓口・家庭訪問・医療機関等で面接し、お母さんの体調や支援状況等をお伺いします。

(2) 審査・利用決定

本事業による支援が必要であると認められた場合、子ども家庭課から連絡します。その後、東広島市が実施施設と調整し、利用承認通知書を送付します。

(3) 利用承認通知書が届いたら、利用日の2日前までに利用する施設に連絡をしてください。

各施設の連絡先は、市ホームページからご確認ください。

8. その他～こんな時はお申し出ください～

- ・転出される時
- ・生活保護世帯となったとき、なくなったとき
- ・市民税課税世帯となったとき、なくなったとき



9. お問い合わせ・お申込み

東広島市子ども家庭課 (東広島市子ども家庭センター)

出産・育児サポートセンター「すくすくサポート」

日時：月曜日～金曜日 (祝日除く) 8:30～17:15 まで

TEL 082-420-0407

FAX 082-424-1678